

# 悪臭防止法による臭気規制基準の変更及び規制区域の指定について

## 1 審議事項

鳥取市賀露町地内にある養鶏場周辺の臭気規制基準の変更及び規制地域の指定について、審議する。

## 2 悪臭防止法について

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）は、工場やその他の事業所から発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。（法第 1 条）

## 3 悪臭の規制区域について

都道府県知事、指定都市市長（鳥取市）中核市市長、特例市市長及び特別区長は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他地域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。（法第 3 条・地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 87 号））

## 4 悪臭の規制基準について

### (1) 特定悪臭物質濃度による規制

悪臭の規制基準は、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として、悪臭防止法施工規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。）で定める範囲内において、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めなければならない。（法第 4 条第 1 項第 1 号・規則第 2 条）

（規制内容等）

大気中の特定悪臭物質の濃度により規制する。

濃度は、一定量の空気内の特定悪臭物質を付着させた水を機器分析し測定する。

悪臭原因物質の種類や量が特定できる反面、複数の悪臭が混ざり合った複合臭には対応できない。

### (2) 臭気指数による規制

特定悪臭物質の濃度による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、大気の臭気指数の許容限度として、規則第 6 条で定める範囲内（大気の臭気指数 10 ~ 21）において規制基準を定めることができる。（法第 4 条第 2 項第 1 号・規則第 6 条）

（規制内容等）

大気中の臭いの強度を人間の嗅覚で判定する臭気指数によって規制する。臭気指数は、現場で採取した空気を無臭の空気希釈し、無臭に至るまでに要した希釈倍数を基礎として算定される。

複合臭に対応できる反面、測定者により測定結果にばらつきが生じることがある。

計算式：臭気指数 = 10 log 希釈倍数

例：希釈倍数が 10 倍の場合の臭気指数は 1.0。20 倍の場合は 1.3

5 鳥取市の悪臭規制状況について

鳥取市では、都市計画法に基づく用途地域及び悪臭を防止する必要があると認める地域を規制地域に指定している。また、規制基準は特定悪臭物質濃度とし、規則第2条の定める範囲(アンモニアの場合 1 ppm ~ 5 ppm)のうちもっとも厳しい値(アンモニアの場合 1 ppm)としている。

6 鳥取市賀露町地区の悪臭状況について

鳥取市賀露町地区には養鶏施設があり、以前から悪臭苦情が寄せられている。

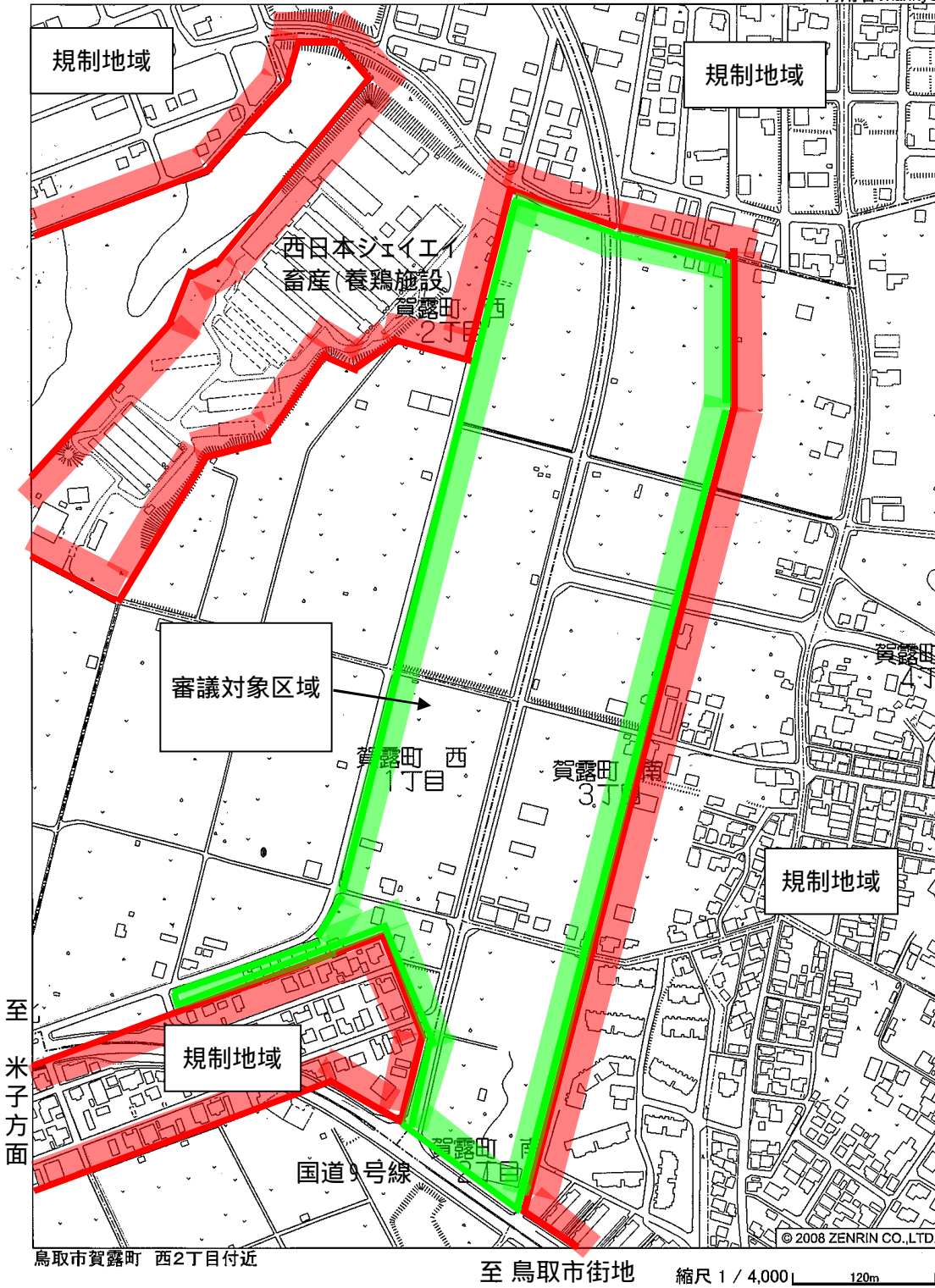
平成7年から特定悪臭物質濃度の測定を開始し、平成17年には周辺が悪臭規制地域に追加指定された。

事業者の悪臭対策によりアンモニア等の特定悪臭物質濃度は概ね規制基準以下となったが、継続して悪臭苦情が寄せられるため、平成18年から平行して臭気指数の測定を行っている。

直近の5年間では、特定悪臭物質濃度はノルマル酪酸が平成19年8月に一度基準超過したものの、他の特定悪臭物質はいずれも規制基準値以下である。一方で臭気指数は規則第6条で定める範囲(臭気指数 10 ~ 21)を14回中1回超過している。

特定悪臭物質	アンモニア (ppm)	ノルマル酪酸 (ppm)	ノルマル吉草酸 (ppm)	臭気指数
規制基準値	1	0.001	0.0009	基準なし
18年	7月	0.3		
	8月	0.2	0.0008	<10
	9月	0.1		16
19年	7月	0.4		17
	8月	0.4	<b>0.0013</b>	11
	9月	0.1		13
20年	7月	0.1		12
	8月	<0.1	0.0005	<10
	9月	<0.1		12
21年	7月	0.2		<b>21&lt;</b>
	8月	<0.1	<0.0005	<10
	9月	0.1		19
22年	7月	0.3		16
	8月	0.4	0.0010	<10
	9月	<0.1		14

太字は規制基準超過。プロピオン酸、イソ吉草酸は5年検出されていない。



.....現在の規制区域



.....審議対象区域

A区域 .....主に住居及び商業の用に供されている区域

## 各市町村の臭気指数の基準(集計表)

主な用途地域 (鳥取市の規制区域)	規制基準	自治体数
住居地域 (A区域)	10	125
	12	108
	13	36
	14	1
	15	47
	18	7
商業地域 (A区域)	10	12
	12	100
	13	7
	14	3
	15	181
	18	21
工業地域 (C区域)	10	12
	12	12
	13	84
	14	6
	15	60
	16	1
	17	26
	18	72
	19	19
	21	32

臭気指数を導入している地方公共団体326のうち、限られた一部地域のみを規制している2市(赤磐市、安芸高田市)を外した324市区町村が対象。

### 各市町村の臭気指数の基準

地方公共団体名	臭気指数の 規制基準 (敷地境界線)	規制地域
茨城県筑西市	A区域 1 2	住居系、商業系
	B区域 1 8	工業系、市街地調整区域
北海道 札幌市	10	都市計画区域
三重県 尾鷲市	A区域 1 5	住居系、商業系
	B区域 2 1	工業系、市街地調整区域
静岡県 御前崎町 金谷町 菊川町	18	町全域
岡山県 赤磐市	13	一部地域(畜産団地周辺)
岡山県 和気町	1種区域 1 2	準工業以外の都市計画区域
	2種区域 1 4	その他の地域
岡山県 美咲町	14	都市計画区域
静岡県 浜松市	10	都市計画区域
東京都 (23区26市 3町1村)	1種区域 1 0	住居系、無指定地域
	2種区域 1 2	商業系、準工業地域
	3種区域 1 3	工業地域、工専地域
茨城県常陸大宮市	18	市全域
福岡県 筑紫野市	12	市全域
福岡県 太宰府市	12	市全域
福岡県 古賀市	12	市全域
広島県安芸高田市	15	市の一部(旧向原町)
長野県 松本市	第1地域 1 2	住居系
	第2地域 1 5	商業系、準工業地域、無指定地域
	第3地域 1 8	工業地域、工専地域
茨城県 御前山村 山方町 美和村	18	町村全域
宮城県 9市2町	15	市街化区域 + 一部地域
福岡県 春日市 山川町 大任町	12	市町全域
鹿児島県鹿児島市	A地域 1 2	住居系
	B地域 1 5	商業系
	C地域 1 8	工業系、その他の地域
静岡県 御殿場市	1種地区 1 5	都市計画区域
	2種地区 1 8	その他の地域
神奈川県 (10市13町)	1種地域 1 0	住居系
	2種地域 1 5	商業系、工業系、市街地調整区域
神奈川県小田原市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 5	商業系、工業系、市街地調整区域
滋賀県 (4市3町)	第1種地域 1 0	住居系
	第2種地域 1 2	商業系
	第3種地域 1 3	工業系、その他の地域
広島県 広島市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 3	商業系、市街地調整区域

	第3種区域 1 5	工業系、その他の地域
長崎県 時津町	A区域 1 3	都市計画区域
	B区域 1 5	その他の地域
新潟県 (15市5町 1村)	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 2	商業系
	第3種区域 1 3	工業系
新潟県 新潟市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 2	商業系
	第3種区域 1 3	工業系
群馬県 (4市4町)	指数13区域 1 3	住居系
	指数15区域 1 5	商業系
	指数21区域 2 1	工業系、その他の地域
群馬県 高崎市	A区域 1 2	住居系地域
	B区域 1 5	商業系地域
	C区域 1 8	工業系地域
	D区域 2 1	市街地調整区域(C区域を除く)
群馬県 前橋市	A区域 1 2	住居系地域
	B区域 1 5	商業系地域
	C区域 1 8	工業系地域
	D区域 2 1	市街地調整区域(C区域を除く)
福岡県(3市2町)	12	市町全域
山形県 (5市13町)	A区域 1 2	住居系地域
	B区域 1 5	商業系地域
	C区域 1 9	工業系地域
山形県 新庄市	A区域 1 2	住居系地域
	B区域 1 5	商業系地域
	C区域 1 9	工業系地域
広島県 世羅町	15	町全域
長崎県 大村市	A区域 1 3	住居系
	B区域 1 5	商業系、工業系
神奈川県横須賀市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 5	商業系、工業系
広島県 福山市	第1種区域 1 2	住居系
	第2種区域 1 5	商業系、市街地調整区域
	第3種区域 1 8	工業系、その他の地域
静岡県 (1市3町1村)	第1種区域 1 5	住居系、商業系
	第2種区域 1 8	工業系、その他の地域
静岡県 富士市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 3	商業系
	第3種区域 1 5	工業系、その他の地域
山梨県 (13市6町6村)	A地域 1 3	住居系
	B地域 1 5	商業系
	C地域 1 7	工業系
神奈川県茅ヶ崎市	第1種区域 1 0	住居系
	第2種区域 1 5	農業振興地域以外の全域
山梨県甲府市	A地域 1 3	住居系
	B地域 1 5	商業系
	C地域 1 7	工業系
茨城県 関城町 明野町 協和町	A区域 1 2	住居系、商業系
	B区域 1 8	工業系、市街地調整区域
福岡県 須恵町		

遠賀町 立花町	12	区域全域
群馬県 (2市2村)	指数15区域 1 5	住居系、商業系
	指数21区域 2 1	その他の地域
千葉県 習志野市 市原市	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 3	商業系
	C区域 1 4	工業系
神奈川県大和市	1種区域 1 0	住居系
	2種区域 1 5	農業振興地域以外の全域
宮崎県 宮崎市	A地域 1 2	住居系
	B地域 1 5	商業系、工業系
	C地域 1 8	市街地調整区域、その他の地域
静岡県湖西市	第1種区域 1 5	住居系、商業系
	第2種区域 1 8	工業系
神奈川県 平塚市 (1市)	1種地域 1 0	住居系
	2種地域 1 5	農業振興地域以外の全域
岡山市	第1種区域 1 2	住居系地域
	第2種区域 1 5	商業系・準工業地域
	第3種区域 1 8	その他の地域
大阪市	10	全域
千葉県 八千代市	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 3	商業系
	C区域 1 4	工業系
沖縄県 (8市3町2村)	A区域：1 5	住居系、商業系
	B区域：1 8	工業系
	C区域：2 1	その他の地域
埼玉県川口市 (1市)	第1地域 1 5	住居系、商業系
	第2地域 1 8	工業系
神奈川県相模原市	1種地域 1 0	住居系
	2種地域 1 5	農業振興地域以外の全域
愛知県 (45市町村)	第1種区域 1 2	住居系
	第2種区域 1 5	商業系
	第3種区域 1 8	工業系、農業振興地域以外の全域
福岡県 (4市町)	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 5	商業系、工業系
大阪府 (5市町)	10	全域
群馬県桐生市	指数15区域 1 5	住居系、商業系
	指数21区域 2 1	工業系
静岡県牧之原市 (1市)	15	全域
愛知県豊橋市 (1市)	第1種区域 1 2	住居系
	第2種区域 1 5	商業系
	第3種区域 1 8	工業系、その他の地域
千葉市	A地域 1 2	住居系地域
	B地域 1 4	商業系・工業系地域
	C地域 1 6	市街地調整区域
千葉県 松戸市	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 3	商業系、工業系
	C区域 1 4	市街地調整区域
群馬県吉井町	指数15区域 1 5	住居系、商業系

群馬県玉村町	指数21区域 2 1	工業系
茨城県常陸大宮市	A区域 1 2	住居系、商業系
	B - 1区域 1 6	工業系
	B - 2区域 1 8	工専地域、市街地調整区域
北海道 石狩市	A区域 1 0	一部地域を除く市全域
伊勢崎市	指数15区域	住居系、商業系
	指数21区域	工業系
埼玉県川越市	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 4	商業系
	C区域 1 5	工業系、その他の地域
静岡県静岡市	10	一部地域を除く市全域
群馬県 太田市	指数15区域 1 5	住居系、商業系
	指数21区域 2 1	工業系
群馬県太田市	指数15区域 1 5	住居系、商業系
	指数21区域 2 1	工業系
福岡県 (2市1町)	A区域 1 2	住居系
	B区域 1 5	商業系、工業系
埼玉県熊谷市	A区域 1 5	住居系
	B区域 1 8	商業系
	C区域 1 8	工業系、その他の地域
愛知県岡崎市	第1種区域12	住居系
	第2種区域15	商業系
	第3種区域18	工業系、その他の地域
大阪府 堺市	10	市全域
岩手県 (3市)	第1種区域 1 2	住居系
	第2種区域 1 5	商業系、工業系
広島県廿日市市	A区域 1 2	住居系地域
	B区域 1 5	その他の地域
広島県北広島町	15	町全域
静岡県静岡市	10	全域



悪臭防止法抜粋（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）

1．法第 1 条（目的）

この法律は、工場その他の事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

2．法第 3 条（規制地域）

都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。

3．法第 4 条第 1 項第 1 号（規制基準）

都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準  
環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

規則第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める範囲は、法第 2 条第 1 項に規定する特定悪臭物質の種類ごとに別表に掲げるとおりとする。

（別表：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素 等 2 2 種類）

法第 4 号第 2 項第 1 号

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

規則第 6 条 法第 4 条第 2 項第 1 号の環境省令で定める範囲は、大気の臭気指数が十以上二十一以下とする。